明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令（国土交通九四）　一
〔告　示〕
○銀行代理業者に係る銀行代理業の許可がその効力を失った件　三
○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項の一部を改正する件（金融庁・財務・経済産業二）　四
○株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件（同三）　六
○地方税法施行規則附則の規定に基づき国土交通大臣が定める取扱量を定める件（国土交通一二七六）　六
○港湾法の規定に基づき国土交通大臣が指定する二以上の国際戦略港湾を定める件（同一二七七）　七
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　八
特殊法人等
独立行政法人国立文化財機構出品預証書紛失に伴う証書の無効、公認会計士等の登録及び登録抹消、企業年金基金変更関係　一四
地方公共団体
行旅死亡人関係　一六
会社その他
会社決算公告　一六

省　令

○国土交通省令第九十四号

港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九号）の一部の施行に伴い、並びに港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）の規定に基づき、並びにこれらの法律を実施するため、港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十三年十二月十三日　国土交通大臣　前田　武志

港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令

（港湾法施行規則の一部改正）

第一条　港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の三中「第十五条の十第一項」を「第十五条の八第一項」に改める。

第十一条の二の次に次の十八条を加える。

（法第四十三条の十一第一項の国土交通省令で定める港湾施設）

第十一条の三　法第四十三条の十一第一項の国土交通省令で定める港湾施設は、岸壁その他の係留施設に附帯する次に掲げるものとする。

一　荷さばき地

二　野積場

三　当該岸壁その他の係留施設及び前二号の施設の敷地

（法第四十三条の十一第一項の国土交通省令で定める基準）

第十一条の四　法第四十三条の十一第一項の国土交通省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当する埠頭であることとする。

一　コンテナ船により運送されるコンテナ貨物、ロールオン・ロールオフ船により運送される貨物又は自動車航送船（本土と離島とを連絡するものを除く。）により運送される自動車若しくは旅客を取り扱う埠頭（老朽化その他の事由によりその機能を十分に発揮できないものを除く。）

二　主としてバルク貨物（石炭、鉱石その他大量ばら積を通例とする物資をいう。以下同じ。）を取り扱う埠頭であつて、水深十メートル以上の岸壁を有するもの（老朽化その他の事由によりその機能を十分に発揮できないものを除く。）

三　前二号に掲げる埠頭（以下この号において「主たる埠頭」という。）以外の埠頭であつて、主たる埠頭に隣接し、かつ、主たる埠頭と一体的に運営することが当該埠頭群の運営の効率化に資すると認められるもの

（埠頭群を一体的に運営する二以上の国際戦略港湾の指定の公示）

第十一条の五　法第四十三条の十一第三項の規定による指定の公示は、官報に掲載して行うものとする。

（指定の申請の内容の公衆の縦覧手続）

第十一条の六　国土交通大臣又は国際拠点港湾の港湾管理者は、法第四十三条の十一第八項の規定により指定の申請の内容を公衆の縦覧に供しようとするときは、あらかじめ、縦覧の開始の日、縦覧の場所及び縦覧の時間を、国土交通大臣にあつては官報により、国際拠点港湾の港湾管理者にあつては公報、掲示その他の方法により公告しなければならない。